

総社市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第22号

総社市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市心身障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 令和3年7月1日から同月31日までの間における第3条第2項第2号の規定については、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和2年政令第369号）附則第2条第5項中「令和3年8月」とあるのは「令和3年7月」と、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第99号）附則第1条第2号中「令和3年8月1日」とあるのは「令和3年7月1日」と読み替えて適用するものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成17年3月22日から施行する。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。